

第3章 関係地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則 別表第2」（平成17年4月、市規則第26号）に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域」を基準として設定するものである。

3.2 関係地域

前項の基準に基づき設定した本事業に係る関係地域は、図3-1に示すとおり、さいたま市緑区、見沼区、浦和区のそれぞれ一部が含まれる。

